

財団法人豊田湖畔公園管理財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人豊田湖畔公園管理財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山口県豊浦郡豊田町大字地吉字岡の台348番地に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、豊田ふるさと自然公園国民休養地及びそれに附属する施設を適切に管理運営することにより、豊かな自然の中における健全な観光レクリエーション活動を促進し、以って国民の福祉の増進及び文化の向上並びに地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 豊田ふるさと自然公園国民休養地の管理運営に関する事業
- 2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 寄附金品
- 3 資産から生じる収入
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ山口県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、その事業年度の開始前に作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、山口県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算は、毎会事業年度終了後理事長が事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に山口県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、山口県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、山口県知事の承認を得なければならない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

理事長 1人
理事 10人以上15人以内
監事 3人以内

2 理事のうち、1人を副理事長とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長を選任する。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を山口県知事に届け出なくてはならない。

5 監事に異動があったときには、延滞なくその旨を山口県知事に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときは、この業務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事及び山口県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をする必要があると認めるときは、理事会の招集を請求し、又は召集すること。

(任 期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、それぞれ理事現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に一に該当する場合に開催する。

1 理事長が必要と認めたとき。

2 理事現在数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要求があったとき。

3 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及び結果並びに発言者の発言要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散)

第32条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県知事の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第33条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県知事の許可を得て、国、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第35条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為

- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 法人及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 補 則

(委 任)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。